

## 消費生活に関する都市宣言について

### 1 都市宣言の趣旨

近年、高度情報化や少子高齢化、国際化の進展などにより、消費者を取り巻く環境は大きく変化しており、高齢者の資産を狙った悪質商法、インターネットトラブルなど、様々な社会的問題が生じ、安心な消費生活がおびやかされつつあります。

このような状況に対応するため、本市では、消費生活条例を制定し、消費者の利益の擁護と増進に関する施策を推進しています。

消費生活条例や、現在策定を進めている消費者教育推進計画と合わせて、より一層の消費生活の安定と向上のための施策を推進し、笑顔にあふれ快適に暮らせる「魁のまち・水戸」づくりを実現するために、都市宣言を行うものです。

### 2 都市宣言の効果

都市宣言は、よりよいまちづくりを目指して、重要な政策課題等について、市の意思や主張、方針を内外に明らかにするもので、宣言に係る市民の意識の醸成を図るとともに、宣言を契機として、行政及び市民の具体的な行動を促すものです。

また、都市宣言は、宣言後の関連施策の推進にあたり、その指針となるものです。

### 3 消費生活に関する都市宣言の要素

- (1) 未来に躍動する魁のまち・水戸の創造
- (2) 消費者市民社会の実現に向けた消費者の自立
- (3) 消費者の権利の尊重
- (4) 消費者と事業者との信頼関係の構築

### 4 策定体制

都市宣言の策定に当たっては、積極的な市民参加を図るとともに、次の庁内組織において進めます。

- (1) 市民参加

① 消費生活審議会

関係機関，関係団体，学識経験者などで構成する消費生活審議会において，内容等に係る意見を聴取します。

② 消費者団体等

消費生活に関する情報の収集，提供，意見の表明等，消費生活の安定と向上に関し，自主的に活動している消費者団体や，事業者団体等からの意見を聴取し，市民参加による策定を進めます。

③ 意見公募手続

市ホームページや市民センター等窓口に都市宣言の素案を配置し，広く市民からの意見を公募し，市民参加による策定を進めます。

(2) 庁内組織

庁議，政策会議，関係課長による検討会議を開催し，都市宣言（案）の策定作業を行います。

## 5 策定スケジュール

別紙のとおり。

消費生活に関する都市宣言スケジュール表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	備考
担当課								政策室議			庁議	議案上程			
庁内組織						関係課長会議									
市民参加							①消費生活審議会	②消費生活審議会							
消費生活審議会															
消費者団体等							意見聴取								
意見公募手続											広部	意見公募			